



金 沢 市 公 報

第 3 1 3 1 号 の 2

令和5年(2023年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●規 則

- 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則等の一部を改正する規則 (衛生指導課) 1

規 則

金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

金 沢 市 長 村 山 卓

●金沢市規則第42号

金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則等の一部を改正する規則
(金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則)

第1条 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則(昭和55年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

第4条の次に次の2条を加える。

(営業譲渡の承認の申請書)

第4条の2 法第3条の2第1項の規定による承認の申請は、旅館業営業承継承認申請書(様式第3号の2)によるものとする。

(営業譲渡の承認書)

第4条の3 市長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、旅館業営業承継承認書(様式第3号の3)を交付するものとする。

第5条及び第6条中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

第7条及び第8条中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

様式第1号中 「営業の種別※」を「営業の種別」に、

「特例施設※」を「特例施設」に、「営業施設の構造設備の概要※」を、「営業施設の構造設備の概要」に、

宿泊衛生責任者 (営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)		を
---	--	---

「宿泊衛生責任者」に

改め、同様式の備考第4項中「※」を削り、同備考第5項を削る。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2 (第4条の2関係)

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者(譲受人)

申請者(譲受人)の住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)申請者(譲受人)の氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者(譲受人)の生年月日

電話

(譲渡人)

申請者(譲渡人)の住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)申請者(譲渡人)の氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者(譲渡人)の生年月日

電話

旅館業の営業を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり承認を求めます。

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
許可の年月日及び番号			
譲渡の予定年月日	年 月 日		
法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有 ・ 無	その内容	

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

様式第3号の3 (第4条の3関係)

第 号
年 月 日

旅 館 業 営 業 承 継 承 認 書

(譲受人)

住 所

氏 名

様

(譲渡人)

住 所

氏 名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 条 件

様式第4号及び様式第5号中「旅館業法施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します」を「旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり承認を求めます」に改める。

様式第6号中

「
第 号 を
 「
第 号 に、
年 月 日
 」
 「
 氏名 様
を
 」
 「
 氏名 様
金沢市長 印 に、
 」
 「第3条の2」を「第3条の3第1項」に、
 「
年 月 日
金沢市長 印 を
 1 営業施設の名称
 」
 「
 1 営業施設の名称
に
 」

改める。

様式第7号中「旅館業法第3条の3の規定による旅館業の営業の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します」を「旅館業の営業を承継したいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により、次のとおり承認を求めます」に改める。

様式第8号中

「
第 号 を
 「
第 号 に、
年 月 日
 」
 「
 氏名 様
を
 」
 「
 氏名 様
金沢市長 印 に、
 」
 「第3条の3」を「第3条の4第1項」に、
 「
年 月 日
金沢市長 印 を
 1 営業施設の名称
 」
 「
 1 営業施設の名称
に
 」

改める。

(金沢市衛生事務委任に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ク中「第57条」を「第57条第1項」に改め、同号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 食品衛生法第57条第2項において準用する同法第56条第2項の規定による届出営業者の地位の承継の届出

を受理すること。

第2条第13号イ中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同条第14号イ中「第2条の2」を「第2条の2第2項」に改める。

(金沢市理容師法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市理容師法施行細則(昭和40年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「届出は」の次に「、譲渡によるものにあつては営業譲渡理容所開設者地位承継届出書(様式第4号の2)に」を加える。

様式第1号中 「(管理理容師)※」を 「(管理理容師)」に、

「 理容師の氏名及び登録番号※ 上記以外の従業者の氏名※ 構造及び設備の概要※ 」	を	「 理容師の氏名及び登録番号 上記以外の従業者の氏名 構造及び設備の概要 」	に、
---	---	--	----

「 同一の場所で開設する 美容所がある場合※ 」	を	「 同一の場所で開設する 美容所がある場合 」	に、
-----------------------------------	---	----------------------------------	----

「 美第 号 」			
「 (営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類 を添付する場合は不要) 」			を

「 美第 号 」			に改め、
----------------	--	--	------

同様式の備考第2項中「※」を削り、同備考第3項を削る。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2 (第5条関係)

営業譲渡理容所開設者地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

届出者の生年月日 年 月 日

理容所の開設者の地位を承継したため、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を譲渡した者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		
理 容 所	所 在 地	
	名 称	
	理 容 所 開設確認番号	号
備 考		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

様式第5号から様式第7号までの規定中

所 在 地	
名 称	

を

所 在 地	
名 称	
理 容 所 開設確認番号	号

に改める。

(金沢市美容師法施行細則の一部改正)

第4条 金沢市美容師法施行細則(昭和40年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第5条中「届出は」の次に「、譲渡によるものにあつては営業譲渡美容所開設者地位承継届出書(様式第4号の2)に」を加える。

様式第1号中 「(管理美容師)※」を 「(管理美容師)」に、

美容師の氏名及び登録番号※	を	美容師の氏名及び登録番号	に、
上記以外の従業者の氏名※		上記以外の従業者の氏名	
構造及び設備の概要※		構造及び設備の概要	

同一の場所で開設する 理容所がある場合※	を	同一の場所で開設する 理容所がある場合	に、

	理第 号	
(営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類 を添付する場合は不要)		を

	理第 号	
		に改め、

同様式の備考第2項中「※」を削り、同備考第3項を削る。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第5条関係）

営業譲渡美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届出者の生年月日 年 月 日

美容所の開設者の地位を承継したため、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を譲渡した者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		
美 容 所	所 在 地	
	名 称	
	美 容 所 開設確認番号	号
備 考		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

様式第5号から様式第7号までの規定中

所在地	
名称	

を

所在地	
名称	
美容所 開設確認番号	号

に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 クリーニング業法施行細則(昭和40年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中「届出は」の次に「、譲渡によるものによっては営業譲渡業者地位承継届出書(様式第6号の2)」を加える。

様式第1号中	種 別 ※	を	種 別	に、
	開設予定年月日		開設予定年月日	
	構造及び設備の概要 ※		構造及び設備の概要	
	法第3条第3項第5号に規定する洗濯物 ※		法第3条第3項第5号に規定する洗濯物	
	従事者数 ※		従事者数	

「クリーニング師 ※」を「クリーニング師」に、

免許登録年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(営 業 の 譲 渡 の 場 合)			
営 業 の 譲 渡 者 の 署 名			
(営 業 の 譲 渡 を 証 す る 書 類 を 添 付 す る 場 合 は 不 要)			

を

「免許登録年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日」に改め、

同様式の備考第2項中「※」を削り、同備考第3項を削る。

様式第6号の次に次の1様式を加える。
 様式第6号の2 (第5条関係)

営業譲渡営業者地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 届出者の生年月日

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

営 業 を 譲 渡 し た 者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	
クリーニング所又は 無店舗取次店	名 称	
	所 在 地	
	クリーニング所の検査確認 認証の番号及び確認日	第 号 年 月 日
	無店舗取次店の届出済 証番号及び届出日	第 号 年 月 日
	業務用車両の保管場所 及び自動車登録番号 又は 車 両 番 号	
種 別	1 一般クリーニング所 2 リネンサプライ業 3 取次所 4 無店舗取次店 5 その他()	
備 考		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第7号から様式第9号までの規定中

クリーニング所又は無店舗取次店	名 称		を
	所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		

クリーニング所又は無店舗取次店	名 称		に改める。
	所 在 地		
	クリーニング所の検査確認の番号及び確認日	第 号 年 月 日	
	無店舗取次店の届出済証番号及び届出日	第 号 年 月 日	
	業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号		

(金沢市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第6条 金沢市公衆浴場法施行細則(昭和55年規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中	公衆浴場の種類 ※	を	公衆浴場の種類	に、
	公衆浴場の種別 ※		公衆浴場の種別	
	営業施設の構造設備 ※		営業施設の構造設備	
	設置場所の付近の状況 ※		設置場所の付近の状況	
	営業の開始予定年月日 ※		営業の開始予定年月日	
	入浴料金 ※		入浴料金	

管 理 人 氏 名 ※		を
(営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)		

管 理 人 氏 名		に改め、
-----------	--	------

同様式の備考第6項を削る。

様式第4号中

被 相 続 人 (合併により 消滅した法人又は 分割前の法人)	住 所 (事務所の 所在地)		を
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)		
相 続 開 始 年 月 日 (合併又は分 割の年月日)	年 月 日		
承 継 の 理 由			

浴場業を譲渡した者 (被相続人、合併に より消滅した法人又 は分割前の法人)	住 所 (事務所の所在地)		に
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
譲 渡 又 は 相 続 開 始、合 併 若 し く は 分 割 の 年 月 日	年 月 日		
承 継 の 種 類			

改め、同様式の備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

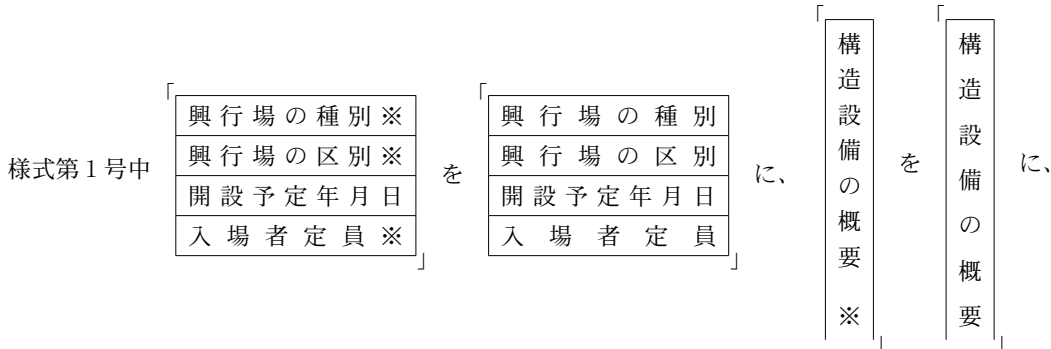
2 営業の譲渡により浴場業を承継する場合は、次の書類を添付してください。

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合は、届出者の定款又は寄附行為の写し

(金沢市興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢市興行場法施行条例施行規則(昭和59年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。



空気換 気設備 の種類	観 覧 室		を
	そ の 他		
(営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類 を添付する場合は不要)			

空気換気設備の種類	観 覧 室	に改め、
	そ の 他	

同様式の備考第3項中「※」を削り、同備考第4項を削る。

様式第2号中

被 相 続 人 (合併により消滅した法人又は分割前の法人)	を	「 営業を譲渡した者 (被相続人、合併により消滅した法人又は分割前の法人) 」	に、
相続開始年月日 (合併又は分割の年月日)		譲渡又は相続開始、合併若しくは分割の年月日	

「理由」を「種類」に改め、同様式の備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 営業の譲渡により営業者の地位を承継する場合には、次の書類を添付してください。

- (1) 当該営業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

(金沢市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 金沢市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年規則第41号)の一部を次のように改正する。

「 相続
第6号様式中 合併 を「(譲渡・相続・合併・分割)」に改める。
分割 」

(金沢市食品衛生法施行細則の一部改正)

第9条 金沢市食品衛生法施行細則(平成12年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第10条中「法第56条第2項の規定による許可営業者(法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の地位の承継の届出」を「省令第67条の2第1項、第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項(これらの規定を省令第70条の2第2項において準用する場合を含む。)の届出書」に改める。

様式第4号(裏)中

事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	を削り、

「許可番号」を「許可の番号」に改める。

様式第8号(表)中「許可営業者」を「(許可営業者・届出営業者)」に改め、「承継()」の次に「譲渡・」を加え、

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	を
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	届出者住所			
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生		
	届出者氏名	被相続人との続柄		

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所		
	譲渡年月日		年 月 日
	添付書類		

に改め、

同様式(裏)中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

様式第9号(裏)及び様式第10号(裏)中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年12月13日から施行する。
(金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旅館業(旅館業法(昭和22年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。)を譲り受けた者に係る第1条の規定による改正前の金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。
(金沢市理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第3条の規定による改正前の金沢市理容師法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
(金沢市美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第4条の規定による改正前の金沢市美容師法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
(クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第5条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
(金沢市公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る第6条の規定による改正前の金沢市公衆浴場法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
(金沢市興行場法施行条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第7条の規定による改正前の金沢市興行場法施行条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。
(金沢市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第8条の規定による改正前の金沢市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
(金沢市食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第7項に規定する営業を譲り受けた者に係る第9条の規定による改正前の金沢市食品衛生法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用す

ることができる。

令和5年(2023年)12月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄